

# 洪水時の避難確保計画

【施設名：花野井小学校】

令和4年度4月1日作成

## 1 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本校児童の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、職員や児童に対して、洪水に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

## 2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市長へ報告する。

## 3 計画の適用範囲

この計画は、本校児童及び職員の全ての者に適用するものとする。

### 【施設の状況】

	平日		休日	
	児童	職員	児童	職員
昼間	約 265 名	約 32 名	約 - 名	約 - 名
夜間	約 - 名	約 - 名	約 - 名	約 - 名

### ● 計画の見直し

避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

## 【施設周辺の避難経路図】

洪水時の避難場所は、洪水ハザードマップの想定浸水域および浸水深から、以下の場所とする。

(ア) 晴天時の避難場所及び避難経路

	名称	移動距離	移動手段
避難場所	旧吉田家住宅歴史公園	1.6km, 20分	徒歩



(イ) 雨天時の避難場所及び避難経路

	学年	名称	移動距離	移動手段
避難場所	1・2学年, さくら学級及 びその兄弟	大洞院	400m, 5分	徒歩
	3~6学年	田中小学校	1.8km, 22分	徒歩



## 4 防災体制

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者のもと情報収集伝達要員、避難誘導要員が避難誘導等の活動を行う。

### 【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応班(要員)
以下のいずれかに該当する場合 ・洪水注意報発表 利根川(芽吹橋地点) 氾濫注意情報発表	注意体制 レベル2	洪水予報等の情報収集	総括・情報班(情報収集伝達要員)
以下のいずれかに該当する場合 ・学校のエリアに対する 高齢者等避難(洪水)の発令 ・洪水警報発表 利根川(芽吹橋地点) 氾濫警戒情報発表	警戒体制 レベル3	洪水予報等の情報収集 使用する資機材の準備 保護者・家族等への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導	総括・情報班(情報収集伝達要員) 避難誘導班(避難誘導要員) 総括・情報班(情報収集伝達要員) 総括・情報班(情報収集伝達要員) 避難誘導班(避難誘導要員)
以下のいずれかに該当する場合 ・避難指示の発令 利根川(芽吹橋地点) 氾濫危険情報発表	非常体制 レベル4	施設内全体の避難誘導	避難誘導班(避難誘導要員)

#### レベル2 注意体制

- ・災害モードへ気持ちを切り替える
- ・気象情報等の収集を行う



#### レベル3 警戒体制

- ・避難場所へ避難する準備を行う
- ・要配慮者の避難誘導を開始する



#### レベル4 非常体制

- ・施設内全体の避難誘導を開始する

【避難の流れ】

	教師の役割分担	児童の対応。
校内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利根川の決壊や氾濫が予想され、避難勧告が発令される。</li> <li>・校内放送で避難勧告について知らせる。(教頭)</li> <li>・直ちに避難の準備に入る。</li> <li>・児童には、直ぐに水が襲ってくるわけではないことを説明し、慌てずに避難することを説明する。</li> <li>【晴天時の場合】</li> <li>・担任は、出席番号順に並び、外履きを履き吉田邸へ避難に向かう準備をする。</li> <li>・教頭は、緊急連絡バッグを持つ。</li> <li>・担任は、携帯電話を持参する。</li> <li>・保護者への連絡</li> <li>※スクールメールで引き渡しの知らせをし、吉田邸まで児童の迎いの連絡をする。</li> <li>・養護教諭は、救急箱・避難用リュックを持ち出す。</li> <li>※消防・警察・関係機関等への連絡は教頭が行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直ぐに避難ができるようにランドセルを持ち、出席番号順に並び。</li> <li>・避難する際は、自分の昇降口から外履きに履き替え、担任の指示で整列し、避難する。</li> </ul>
避難途中	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 各学年準備ができた学級から、西門を通過し、素早く高台へと進む。</li> <li>② 避難経路(道順) 西門→坂を上る→大洞院前を通過→TOR サッカーグラウンド上の道→吉田邸の入り口(門)→吉田邸のグラウンドに避難する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・素早く高台へと避難する。</li> <li>・なるべく縦列が長くないように2列で移動する。</li> <li>・隊列が乱れないよう注意を払う。</li> </ul>
避難場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 各学級「男女混合の出席番号順」の1列に並び</li> <li>② 児童の点呼をし、報告 学級担任→学年主任→教頭→校長</li> <li>③ 学年主任が報告後に学年の引き渡しカードを教頭から受け取り、担任へと渡す。</li> <li>④ 6年生から順番に1番下の学年の兄弟のところへ移動する。 (姉、兄は移動したら右側に座る。)</li> <li>⑤ クラス表示を掲げ、保護者が移動しやすいようにする。</li> <li>⑥ 引き取りに保護者が来ていない場合 (メール発信から2時間経過) 吉田邸にて各担任が、保護者に緊急連絡をもとに連</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静かに整列をさせ、必要であれば水分補給をする。</li> <li>・兄弟関係への移動</li> <li>・トイレ等が必要であれば順次行かせる。(担外の職員が対応)</li> </ul>

	<p>絡する。</p> <p>※その際、下の学年から連絡し、兄弟関係がいる場合は下の学年が行い、上の学年は行わない。</p>	
引き渡し	<p>・保護者が引き渡しに来た場合</p> <p>① 引き渡しにきた保護者から順次引き渡していく。保護者は、1番下の学年のところに移動する。</p> <p>② 担任が保護者氏名を聞き、確認を取り名簿にチェックを入れる。</p> <p>③ チェックをしたら保護者と児童は下校。引き渡しカードに未記入の人物へは引き渡さない。</p>	
	<p>・保護者が引き渡し出来ない場合又は自宅が避難対象になっている家庭に対する対応について</p> <p>① 保護者がいる場合→避難場所(田中小・田中中・田中近隣センター)を案内する。</p> <p>② 保護者に引き渡しが出来ない場合→2時間経っても保護者に引き渡しされていない児童は、吉田邸から田中小に移動する。田中小で引き渡しを行う。</p> <p>※スクールメールで、避難場所の移動を知らせ、保護者にも周知し、田中小で引き渡しを行う。</p>	<p>・残っている児童を連れて、田中小に移動する。</p>

## 5 情報収集・伝達

### (1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、かしわメール配信サービス、柏市HP、柏市公式 Twitter、防災アプリ、インターネット
洪水予報・河川水位	インターネット、防災アプリ
高齢者等避難、避難指示	テレビ、かしわメール配信サービス、柏市HP、柏市公式 Twitter、防災アプリ、インターネット、防災行政無線
学校周辺の浸水状況	職員による目視 (ただし、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう実施)

### (2) 情報伝達

- ① 「緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を関係者間で共有する。
- ② 徒歩や公共交通機関等を用いての広域避難が困難な者がいる場合には、避難困難者の状態や人数について市町村長に報告する。

## ● 情報収集に役立つホームページなど

### 気象庁ホームページ

取得できる情報:

気象情報, 気象警報・注意報, 危険度分布(キキクル)など  
<https://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html>



### 川の防災情報

取得できる情報:

河川水位, はん濫警戒情報など  
<https://www.river.go.jp/index>



### 柏市ホームページ(トップ)

取得できる情報:

総合的な情報, 避難指示等の発令, 開設中の避難所情報など  
<https://www.city.kashiwa.lg.jp/index.html>



### かしわメール配信サービス(要登録)

取得できる情報:

総合的な情報, 避難指示等の発令, 開設中の避難所情報など  
<https://www.city.kashiwa.lg.jp/kohokocho/koho/tool/mail/index.html>



### 柏市 web 版防災・ハザードマップ

取得できる情報:

地区の各災害リスク(浸水想定区域・土砂災害警戒区域)など  
[https://www.city.kashiwa.lg.jp/bosaienzen/anshinenzen/disaster/disaster\\_ready/bosaimap/webmap.html](https://www.city.kashiwa.lg.jp/bosaienzen/anshinenzen/disaster/disaster_ready/bosaimap/webmap.html)



### 「Yahoo!防災速報」アプリ

取得できる情報:

総合的な情報, 気象情報, 気象警報・注意報, 避難指示等の情報など  
※スマートフォン等でインストール



## 6 避難誘導

避難誘導については、次のとおり行う。

### (1) 避難場所

浸水深が大きく、施設全体が浸水するおそれがある場合、浸水継続時間が長く、長期的に孤立するおそれがある場合、家屋倒壊等氾濫想定区域に位置する場合は立ち退き避難（水平避難）する。自施設が町の避難場所に指定されている場合は、学校での待機（垂直避難）も選択肢の一つとなる。当日の状況に応じて避難場所を選択する。

#### ①立ち退き避難（水平避難）を行う場合

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所（浸水想定区域外の関連施設等）

種別	避難場所名称	移動距離	移動手段	
			徒歩	車両
避難場所①【晴天時】	旧吉田邸	1600m	✓	台
避難場所②【雨天時】	大洞院	400m	✓	台
避難場所③【雨天時】	柏市立田中小学校	1800m	✓	台

#### ②屋内安全確保を行う場合

屋内安全確保（垂直避難）の場合

種別	建物名称	避難階	移動手段
屋内安全確保	校舎	3 階	徒歩

※建物名称は、複数の建物がある場合や日頃用いている名称がある場合に記載する。

※移動手段には、階段の利用、使用する資器材等を記載する。

### (2) 避難経路

避難場所までの避難経路は、【施設周辺の避難経路図】（P.2）のとおりとする。

避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直すものとする。

## 7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

備蓄品	
情報収集 ・伝達	<input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> ファックス <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー
避難誘導	<input type="checkbox"/> 名簿(職員, 児童・生徒) <input type="checkbox"/> 案内旗 <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 電池式照明器具 <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー <input type="checkbox"/> ライフジャケット <input type="checkbox"/> 蛍光塗料
施設内の 一時避難	( <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 食料 <input type="checkbox"/> 寝具 <input type="checkbox"/> 防寒具)
そのほか	<input type="checkbox"/> ウェットティッシュ <input type="checkbox"/> ゴミ袋 <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> ( )

浸水を防ぐための対策
<input type="checkbox"/> 土嚢 <input type="checkbox"/> 止水板 <input type="checkbox"/> その他 ( )

## 8 防災教育及び訓練の実施

- ・毎年4月に新規採用・赴任の職員を対象に研修を実施する。
- ・毎年9月に全職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- ・その他、年間の教育及び訓練計画を毎年3月に作成する。

## 9 自衛水防組織の業務に関する事項

- (1) 別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
  - ① 毎年4月に新たに自衛水防組織の構成員となった職員を対象として研修を実施する。
  - ② 毎年9月に行う全職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

### (3) 自衛水防組織の報告

自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市長へ報告する。

## 10 児童・生徒緊急連絡先一覧表

※持ち出し用名簿を利用する

## 11 緊急連絡網

※保護者への緊急連絡は,すくすくメールを活用する。

## 12 外部機関等への緊急連絡先一覧表

連絡先	連絡先	備考
市町村(防災部局)	04-7167-1115	防災安全課
市町村 (教育委員会)	①04-7191-7210 ②04-7190-5779	①児童生徒課 ②学校教育課
消防署	119	
警察署	110	

## 別添 「自衛水防組織活動要領」

### （自衛水防組織の編成）

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

### （自衛水防組織の運用）

第4条 管理権限者は、職員の勤務体制も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や職員等の非常参集計画を定めるものとする。

### （自衛水防組織の装備）

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

### （自衛水防組織の活動）

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。